

福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による法人および

個人事業主の方々が被った損害に対する本賠償について

平成 23 年 9 月 21 日
東京電力株式会社

このたびの当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「当社事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、8月3日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、8月5日に、原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」）を踏まえ、確定した損害に対する本賠償に向けた取り組みを進めております（本年8月30日お知らせ済み）が、このたび、法人および個人事業主の方々に係る損害に対する本賠償の進め方について、詳細をとりまとめましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本賠償の概要

(1) スケジュール

9月27日を目途に請求書用紙等の発送および受付を開始し、本年10月中のお支払い開始を目指してまいります。

(2) 仮払補償金の取扱いについて

現在、実施しております法人および個人事業主の方々に対する仮払補償金の受付は、原則、本年9月26日までとさせていただきます。本年9月27日以降の受付分については、本賠償の取扱いとさせていただきます。なお、本賠償までにお支払いをした仮払補償金については、本賠償を行う際に、賠償額に充当させていただきます。

(3) 請求書用紙等の種類（「別紙1-1」参照）

多種多様な法人および個人事業主の方々からのご請求に対応するため、共通のご案内文および11種類の請求書用紙をご用意いたします。

(4) 請求書用紙の送付および請求方法(「別紙1-2」参照)

(a) 既に仮払補償金をお支払いしている方

業種および損害項目に応じて、当社から請求書用紙を送付させていただきます。請求書用紙に必要事項をご記入の上、損害額をご請求くださいますようお願い申し上げます。

(b) 当社に被害概況申出書をご提出いただいた方

請求書用紙の送付手続きを行うため、被害概況申出書に記載された郵送先に、「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡いただくようお願いする旨の案内文を送付いたします。

(c) 今回初めてご請求いただく方およびご郵送先にご変更がある方

誠にお手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

* ご請求から賠償額の確定までの流れや、賠償の対象期間については、8月30日にお知らせした内容と同様(「別紙1-3」参照)。

2. 賠償金額算定における基本的な考え方(「別紙2」参照)

(1) 休業の場合の営業損害(避難指示等に係る損害等)(「参考資料1」参照)

- ・過年度の売上高から、休業に伴い発生しなくなりました費用(売上原価等)を除いた部分を賠償の対象とさせていただきます。
- ・上記に加えて、当社事故後、休業しても発生した費用(人件費、減価償却費等)を賠償の対象とさせていただきます。

(2) 減収の場合の営業損害(風評被害等)(「参考資料2」参照)

- ・休業の場合と異なり、一定割合の売上の減少となることから、過年度の資料から当社事故の影響による売上減少の割合を乗じた部分を賠償の対象とさせていただきます。
- ・なお、売上減少分の算定方法は業種によって異なります。

(3) 追加的費用

- ・当社事故によって、負担を余儀なくされた追加的費用(商品の回収費用や廃棄費用など)は、合理的な範囲で実費を賠償させていただきます。

* 地震や津波等の他要因による損害については、本賠償の対象にはなりませんので、ご請求にあたり、それらの要因による損害分が含まれていないことを確認させていただきます。

以 上

<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前9時～午後9時

[書類郵送先]

〒105-8730 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

（郵便事業株式会社 芝支店 私書箱78号）

東京電力株式会社 宛

添付資料

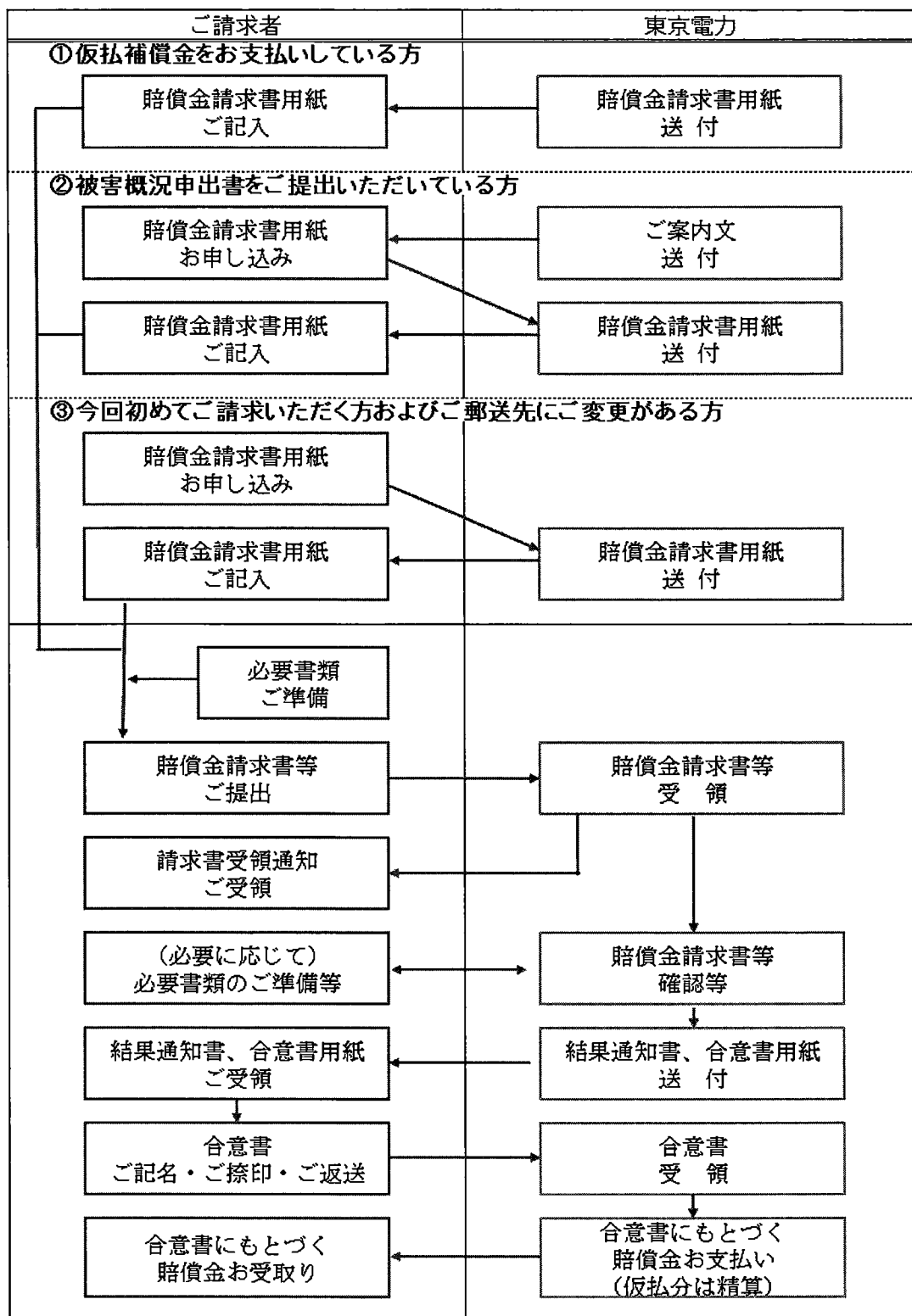
- ・別紙1-1：請求書用紙等の種類
- ・別紙1-2：請求書用紙の送付方法
- ・別紙1-3：賠償の対象期間
- ・別紙2：法人および個人事業主の方に関する主な損害項目における賠償基準の概要

- ・参考資料：営業損害の算定例

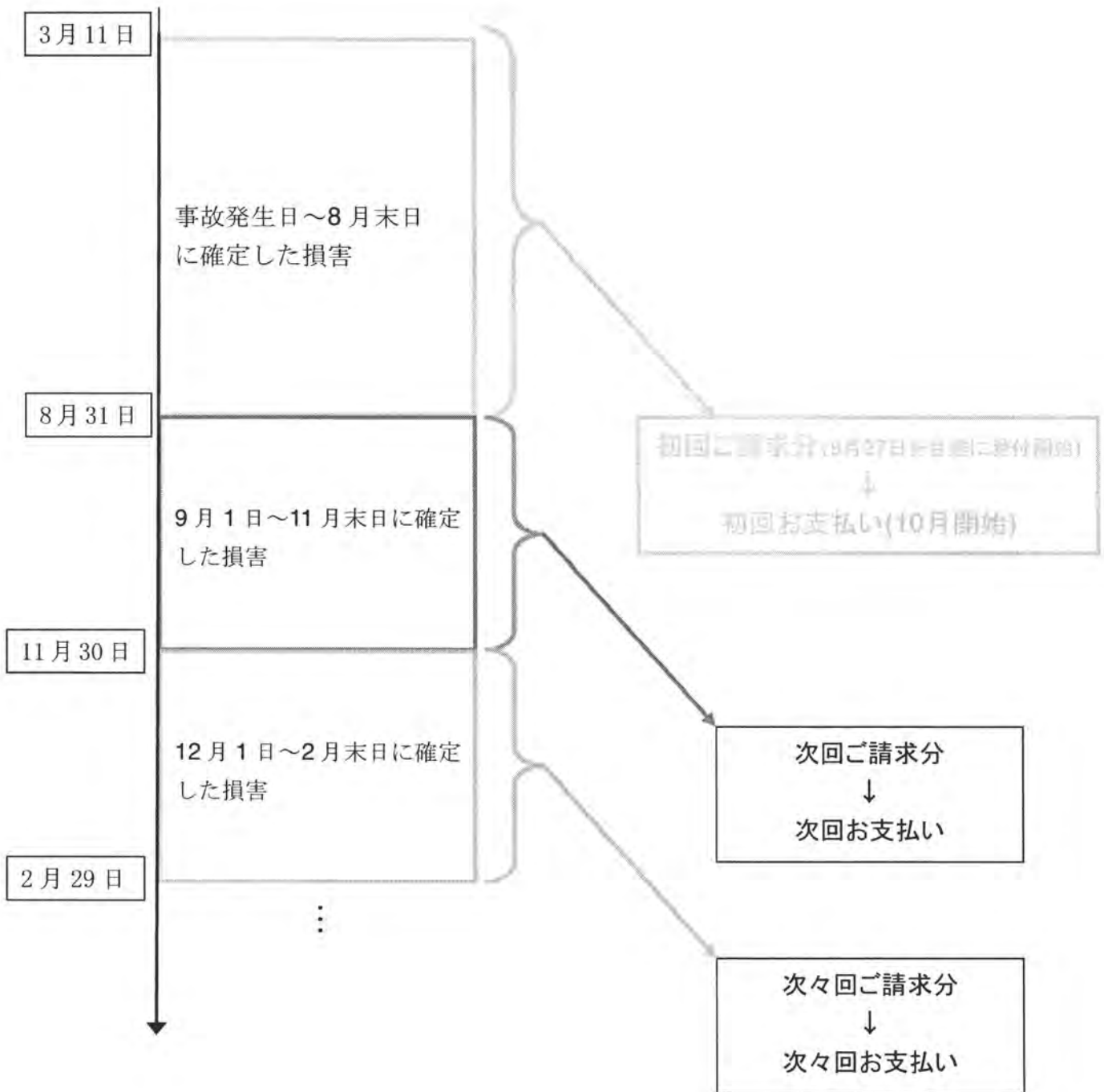
＜請求書用紙等の種類＞

番号	種類	損害項目
—	法人さま・個人事業主さま用（共通）	共通のご案内
1	法人さま・個人事業主さま用（避難等対象区域内）	政府による避難指示等に係る損害
2	農業者さま用 （避難等対象区域外）	政府等による農産物等の出荷制限指示等に係る損害及び風評被害（茶及び畜産物を除く）
3	加工・流通業者さま用 （出荷制限指示等）	政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（農林水産物の加工業・食品製造業及び流通業者さま用）
4	加工・流通業者さま用 （風評被害）	風評被害（農林水産物の加工業・食品製造業及び流通業者さま用）
5	観光業者さま用A	風評被害（福島県（避難等対象区域外）、茨城県、栃木県、群馬県内）
6	観光業者さま用B	風評被害（外国人観光客の解約）
7	製造業者さま用	風評被害（製造業者さま用）
8	サービス等業者さま用	風評被害（サービス等業者さま用）
9	輸出用	風評被害（輸出用）
10	間接被害用	間接被害
11	その他ご請求用	その他損害

<請求書用紙の送付方法>



<賠償の対象期間>



損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
政府による避難等の指示等に係る損害について			
営業損害（法人・個人事業主さま（林業者を含む））	<input type="checkbox"/> 以下の要件の全てをみたす方 ①農業・漁業以外の事業を営む法人・個人事業主さま ②政府による避難指示等以前に事業を開始されている（されていた）法人・個人事業主さま ③「避難等対象区域」内で事業の全部又は一部を行っている（行っていた）法人・個人事業主さま	避難指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○避難指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費 - 給料賃金・地代家賃) × 減収率 ※1 「避難等対象区域」内の事業所分をお支払い ※2 実際にご請求対象期間において給料賃金、地代家賃を支払われている場合には、実費を加算してお支払させていただきます ※3 減収率 = (過年度の同期間における売上高 - ご請求対象期間における売上高) ÷ 過年度の同期間における売上高 ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用、事業に支障が生じたために負担した費用等	(1)身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま: 住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 事業許可証 (3)従前の収入金額を証する書類 法人さま: 決算書 個人事業主さま: 確定申告書 (4)実費を証する書類 領収書 等
営業損害（農業）	<input type="checkbox"/> 「避難等対象区域」内において、平成23年3月11日時点で農業を営んでおり、避難等により損害を被られた法人・個人事業主さま	避難指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○避難指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 耕作できなかった面積 × 面積当たりの期待所得 + 助成金相当額 + 廃棄数量 × 予定取引単価 - 出荷にかかる費用 ○追加的費用 ・実費をお支払い ※ 仮払い継続分 (畜産の場合) 避難指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○避難指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 飼育頭数 × 一頭あたりの期待所得 + 飼育頭数 × 評価額 ○追加的費用 ・実費をお支払い ※ 原則として生産者団体等を通じた集約分として受付させていただきます	(1)身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま: 住民票 (2)農業を営まれていること等を証する資料 農地基本台帳記載事項証明書 (3)家畜を飼育していることを証する資料 個体識別番号 (4)実費を証する資料 領収書 等
営業損害（漁業）	<input type="checkbox"/> 「避難等対象区域」内において、平成23年3月11日時点で漁業を営んでおり、避難等により損害を被られた法人・個人事業主さま	避難指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○避難指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 過去の平均漁獲高 - 過去の平均経費 + 現実に出した費用 ○追加的費用 ・実費をお支払い ※ 原則として生産者団体等を通じた集約分として受付させていただきます	(1)身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま: 住民票 (2)漁業を営まれていることを証する資料 漁業従事者証明 (3)従前の収入金額を証する資料 過去の水揚伝票 (4)実費を証する資料 領収書 等
財物価値の喪失又は減少等	<input type="checkbox"/> 「避難等対象区域」の財物の所有者で、「本件事故」に関して当該財物の価値が喪失又は減少した方	→ 避難等対象区域の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、当社事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。	
政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について			
営業損害	<input type="checkbox"/> 漁業、内航海運業、旅客船事業、航空通送事業を営んでおり、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い損害を被られた法人・個人事業主さま	航行危険区域等の設定に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○航行危険区域等の設定に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 売上減少額 - 費用減少額 ※ ご請求額は、損害の実態等に即してご算定いただきます ○追加的費用 ・実費をお支払い	(1)身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま: 住民票 (2)従前の収入金額を証する書類 法人さま: 決算書 個人事業主さま: 確定申告書 (3)実費を証する資料 領収書 等

損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
就労不能等に伴う損害	□航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い減収等が生じた事業者さまの被用者の方で、当該区域内での航行等が不能等となったことにより当該事業者さまの経営状態が悪化したため就労不能等となった方	※ 原則として上記対象事業者さまに対する営業損害としてお支払いさせていただきます ただし、被用者の方からご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書 (2)従前の収入金額を証する資料 給与明細 等
政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について			
営業損害（農業）	□「避難等対象区域」外の出荷制限指示等対象地域の耕作地にて、政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を生産する農業者である法人・個人事業主さま ※ 茶、畜産物を産出している方につきましては、原則として生産者団体等を通じた集約分として受付させていただきます。	出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益) 1) 収穫後、市場等に出荷したが返品された場合: 返品がなかったとみなした場合の売上全額をお支払い 逸失利益 = 対象品目の実績出荷量 × 実績出荷単価 2) 収穫後、市場等に出荷できなかった場合: 全て出荷できたとみなした場合の予定売上額をお支払い 逸失利益 = 対象品目の出荷予定量 × 予定取引単価 3) 収穫前に廃棄せざるを得なかった場合(圃場廃棄): 全て出荷できたとみなした場合の予定売上額から出荷にかかる予定費用を控除した額をお支払い 逸失利益 = 対象品目の実績廃棄数量 × 予定取引単価 - 出荷にかかる費用 4) 出荷制限指示等により作付けを断念した場合: 作付けしていれば得られたであろう所得をお支払い 逸失利益 = 対象品目の予定生産数量 × 予定取引単価 × 期待所得率 ※1 予定取引単価は、直近の仕切単価等 ※2 出荷にかかる費用は、予定取引額合計に統計データにもとづく標準利率30%を乗じた金額(又は個別証明書類にて証明いただいた金額) ※3 期待所得は、統計データにもとづく予想売上高から予想費用を控除して計算される所得 期待所得率 = (単位面積あたり予想売上高 - 単位面積あたり予想費用) / 単位面積あたり予想売上高 (期待所得率は品目ごとに算出) ○追加的費用 ・実費をお支払い 農作物の廃棄費用、放射線検査費用、出荷制限指示等に伴い負担を余儀なくされた費用等	(1)身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま: 住民票 (2)農業を営まれていることを証する書類 農地基本台帳記載事項証明書 (3)従前の収入金額を証する資料 法人さま: 決算書 個人事業主さま: 確定申告書 (4)出荷量を証する書類 出荷伝票 (5)取引単価を証する書類 直近の仕切書 (6)廃棄の事実、数量を証する書類 廃棄伝票 (7)実費を証する書類 領収書 等
営業損害（漁業）	□操業自粛要請等に基づき操業を自粛したことにより、損害を被られた漁業者である法人・個人事業主さま	操業自粛要請等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○操業自粛要請等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 過去の平均漁獲高 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 ○追加的費用 ・実費をお支払い ※ 原則として生産者団体等を通じた集約分として受付させていただきます	(1)身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま: 住民票 (2)漁業を営まれていることを証する資料 漁業従事者証明 (3)従前の収入金額を証する資料 過去の水揚伝票 (4)実費を証する資料 領収書 等
営業損害（加工・流通業）	□政府等による出荷制限指示等が出された時点で対象となる品目をすでに仕入れ又は加工していた加工・流通業者である法人・個人事業主さま	出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 対象品目又は加工品の廃棄数量 × 予定販売単価 - 出荷にかかる費用 ※1 予定販売単価は、既に受注が入っていた場合は当該単価、受注前の場合は直近の実績販売単価等 ※2 出荷にかかる費用は、予定販売額合計に統計データにもとづく標準利率5%を乗じた金額(又は個別証明書類にて証明いただいた金額) ○追加的費用 ・実費をお支払い 製品・商品の廃棄費用、放射線検査費用、出荷制限指示等に伴い負担を余儀なくされた費用等	(1)身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま: 住民票 (2)事業を営んでいたことを証する書類 納税証明書 (3)従前の収入金額を証する書類 法人さま: 決算書 個人事業主さま: 確定申告書 (4)廃棄の事実、数量を証する書類 廃棄伝票 (5)予定価格、数量を証する書類 直近の仕切書 (6)実費を証する書類 領収書 等
就労不能等に伴う損害	□出荷制限指示等の対象となった事業者さまの被用者の方で、当該出荷制限指示等により当該事業者さまの経営状態が悪化したため就労不能等となった方	※ 原則として上記対象事業者さまに対する営業損害としてお支払いさせていただきます ただし、被用者の方からご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	
検査費用（物）	□出荷制限指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主さま	○出荷制限指示等に基づく検査費用 ・実費をお支払い	(1)実費を証する資料 領収書 等

損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
その他の政府指示等に係る損害について			
営業損害	<input type="checkbox"/> 政府が当社事故に関し行う指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等により損害を被られた法人・個人事業主さま	政府が当社事故に関し行う指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○政府が当社事故に関し行う指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 売上減少額 - 費用減少額 ※ ご請求額は、損害の実態等に即してご算定いただきます ○追加的費用 ・実費をお支払い	(1) 身分を証する資料 法人さま: 商業・法人登記簿 個人事業主さま: 住民票 (2) 事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書 (3) 従前の収入金額を証する資料 法人さま: 決算書 個人事業主さま: 確定申告書 (4) 実費を証する資料 領収書 等
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 政府が当社事故に関し行う指示等の対象となった事業者さまの被用者の方で、当該指示等により当該事業者さまの経営状態が悪化したため就労不能等となった方	※ 原則として上記対象事業者さまに対する営業損害としてお支払いさせていただきます ただし、被用者の方からご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書 (2) 従前の収入金額を証する資料 給与明細 等
検査費用(物)	<input type="checkbox"/> 政府が当社事故に関し行う指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主さま	<input type="checkbox"/> 政府が当社事故に関し行う指示等に基づく検査費用 ・実費をお支払い	(1) 実費を証する資料 領収書 等
いわゆる風評被害について			
農業の風評被害	<input type="checkbox"/> 次に掲げる農業者さまのうち、「本件事故」以降に現実 に生じた風評被害を被られた法人・個人事業主さま ① 農産物(茶及び畜産物を除き、食用に限る): 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉の各県の耕作地にて農産物を産出している方 ② 花き: 福島、茨城、栃木の各県の耕作地にて花きを産出している方 ※ 茶、牛肉を産出している方につきましては、原則として生産者団体等を通じた集約分として受付けさせていただきます。	風評被害による損害(逸失利益) + 追加的費用 ○風評被害による損害(逸失利益) ・逸失利益 = 前年取引高合計 × 価格下落率 ※1 価格下落率は、被害対象県の平均価格変動率と被害対象県を除く全国の平均価格変動率の差 (価格下落率は品目群ごと、月ごと、被害対象県ごとに算出) ※2 出荷制限指示等の対象品目の出荷制限等期間にかかる損害は、風評被害による損害の賠償対象には含まれません ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1) 身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿 個人事業主さま: 住民票 (2) 農業を営まれていることを証する書類 農地基本台帳記載事項証明書 (3) 従前の収入金額を証する資料 法人さま: 決算書 個人事業主さま: 確定申告書 (4) 実費を証する書類 領収書 等
農林水産物の加工業・食品製造業・流通業の風評被害	<input type="checkbox"/> 次に掲げる農林水産物の加工業者さま及び食品製造業者さまのうち、「本件事故」以降に現実 に生じた風評被害を被られた法人・個人事業主さま ① 主たる事務所又は工場が福島県に所在する方 ② 主たる原材料が風評被害の認定の対象となる農林水産物又は牛肉である製品等を取扱う方 ③ 摂取制限措置(乳幼児向けを含みます)が現に講じられている水を原料として使用する食品を取扱う方 <input type="checkbox"/> 風評被害の認定の対象となる農林水産物又は牛肉並びに上記①～③に掲げた方が加工・製造した製品等を継続的に取扱っていた流通業者さま(農林水産物の加工品の流通業を含みます)のうち、「本件事故」以降に現実 に生じた風評被害を被られた方	風評被害による減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○風評被害による減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 売上高減少額 × 貢献利益率 ※ 貢献利益とは、売上高から売上に応じて変動する費用(材料費、直接労務費など)を控除して計算される利益 貢献利益率 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費) / 売上高 ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1) 身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿 個人事業主さま: 住民票 (2) 事業を営んでいたことを証する書類 納税証明書 (3) 従前の収入金額を証する書類 法人さま: 決算書 個人事業主さま: 確定申告書 (4) 賠償対象期間の売上高を証する書類 月次売上試算表 (5) 実費を証する書類 領収書 等
観光業の風評被害(4県内)	以下の要件のすべてをみたす方 <input type="checkbox"/> 福島県(「避難等対象区域」外)、茨城県、栃木県、群馬県に事業所が存在する法人・個人事業主さま <input type="checkbox"/> 主として観光客を対象として営業(観光業)を行っている法人・個人事業主さま	風評被害による減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○風評被害による減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 基準となる売上高 × 貢献利益率 × (売上減少率 - 「本件事故」以外の要因による売上減少率) ※1 対象となる事業所分をお支払い ※2 貢献利益とは、売上高から売上に応じて変動する費用(商品仕入費用、代理店手数料など)を控除して計算される利益 貢献利益率 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費) / 売上高 貢献利益率は実績利益率(確定申告書等に基づき算出)と、平均利益率(業種別に中小企業実態基本調査(平成21年度実績)の数値を用いて算出)とがあります ※3 売上減少率 = (基準となる売上高 - 対象期間の売上高) / 基準となる売上高 ※4 「本件事故」以外の要因による売上減少率は、阪神淡路大震災において4県と同程度の影響を受けたと想定される地域の震災後の観光客数・観光消費額等の減少率を統計的に分析した結果等をもとに、合理的な水準(平成23年3月から8月については20%)で設定しています ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1) 身分を証する書類 法人さま: 商業・法人登記簿 個人事業主さま: 住民票 (2) 事業を営んでいたことを証する書類 納税証明書 (3) 従前の収入金額を証する書類 法人さま: 決算書 個人事業主さま: 確定申告書 (4) 実費を証する書類 領収書 等

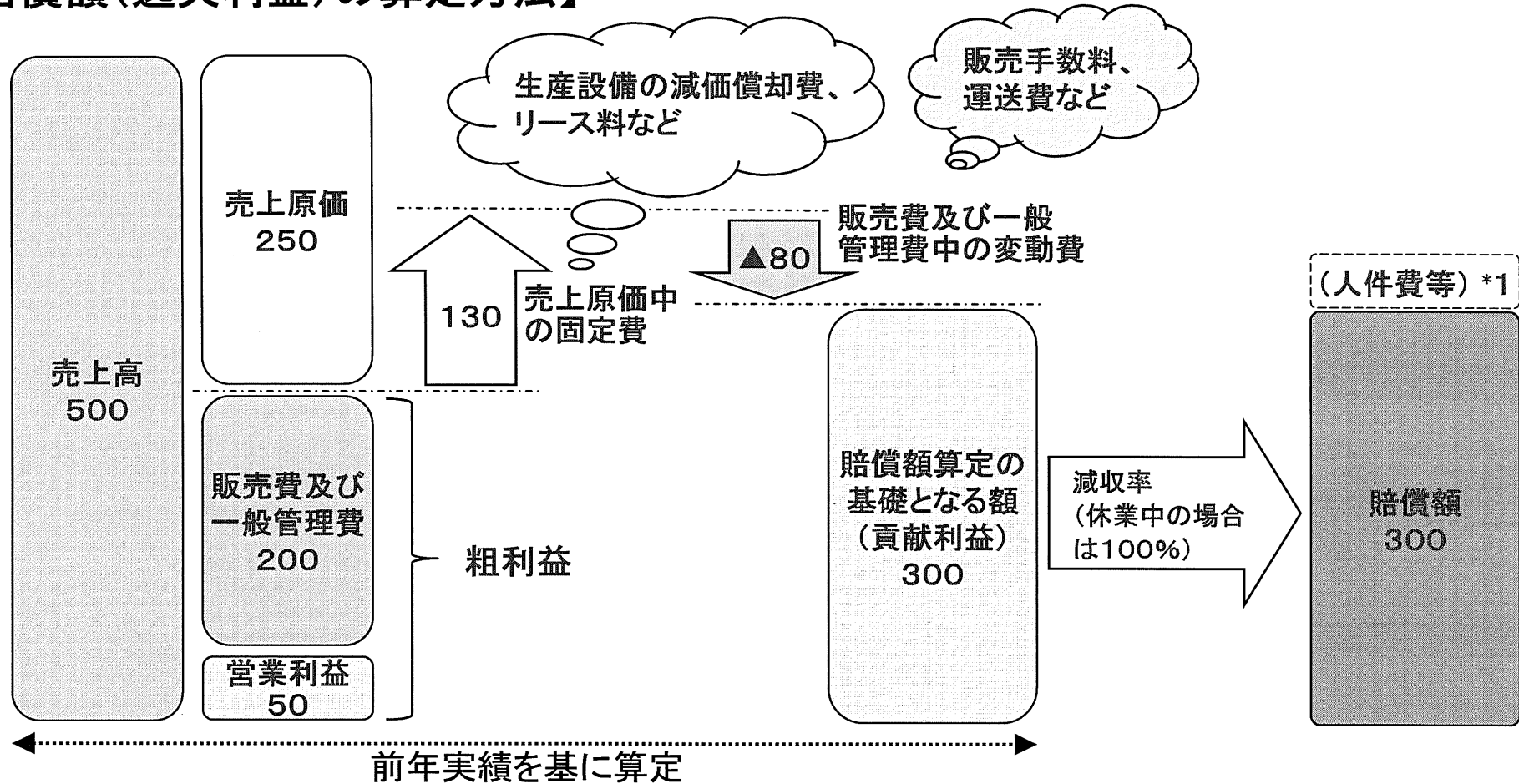
損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
観光業の風評被害 (外国人観光客の解約)	<p>以下の要件のすべてをみたす方</p> <ul style="list-style-type: none"> □福島県、茨城県、栃木県、群馬県以外の都道府県に観光業を営む事業所を有する法人・個人事業主の方 □平成23年3月11日現在で外国人観光客の予約があった方 □「本件事故」により外国人観光客に関する解約(平成23年5月末までの解約に限ります)があった方 	<p>外国人観光客の予約解約による減収分(逸失利益)＋追加的費用</p> <p>○外国人観光客の予約解約による減収分(逸失利益)</p> <p>・逸失利益＝平成23年3月11日現在の外国人観光客の予約人数×「本件事故」によるキャンセル率×予約1人あたりの逸失利益額</p> <p>※1 「本件事故」によるキャンセル率は「本件事故」による外国人観光客のキャンセル率から通常のキャンセル率を差し引いて算定していただきます</p> <p>※2 予約1人あたりの逸失利益額は、予約1人あたりの平均売上単価に平均利益率を乗じて算出する方法と、基準年度の確定申告書等に基づく予約1人あたりの逸失利益額を用いて算出する方法があります</p> <p>○追加的費用</p> <p>・実費をお支払い 放射線検査費用等</p>	<p>(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票</p> <p>(2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書</p> <p>(3)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書</p> <p>(4)キャンセル率の増加を証する書類 宿泊管理台帳</p> <p>(5)実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>
製造業の風評被害	<p>□製造業を営む法人・個人事業主の方で、「本件事故」以降に現実生じた買い控え等による風評被害を被られた以下の方</p> <p>①福島県(「避難等対象区域」外)に所在する事業所で物品の製造を行っている事業者の方(※)で、当該事業所で製造を行う物品について「本件事故」以降に現実買い控え、取引停止等が生じたことにより損害を被られた方</p> <p>②放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等を受け、当該副次産物の引き取りを忌避されたことにより損害を被られた方</p> <p>③放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等がなされた当該副次産物を原料として製品を製造していたことにより、買い控え、取引停止等の損害を被られた方</p> <p>※ 製造した物品の販売を行う事業者の方を含みます。</p> <p>④水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、「本件事故」以降に取引先の要求等によって検査を余儀なくされた事業者の方</p>	<p>風評被害による減収分(逸失利益)＋追加的費用</p> <p>○風評被害による減収分(逸失利益)</p> <p>・逸失利益＝基準となる売上高×貢献利益率×売上減少率</p> <p>※1 対象となる事業所分をお支払い</p> <p>※2 貢献利益とは、売上高から売上に応じて変動する費用(材料費、直接労務費など)を控除して計算される利益 貢献利益率＝(粗利＋売上原価中の固定費－経費中の変動費)／売上高 貢献利益率は実績利益率(確定申告書等に基づき算出)を用いる方法と中小企業実態基本調査(平成21年度実績)を使用して算出した製造業の平均利益率を用いる方法があります</p> <p>※3 売上減少率＝(基準となる売上高－対象期間の売上高)／基準となる売上高</p> <p>○追加的費用</p> <p>・実費をお支払い 放射線検査費用等</p> <p>○検査費用</p> <p>・実費をお支払い</p>	<p>(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票</p> <p>(2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書</p> <p>(3)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書</p> <p>(4)実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>
サービス業等の風評被害	<p>□次に掲げるサービス業等を行っている方うち、「本件事故」以降に現実生じた商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等により損害を被られた方</p> <p>①福島県(「避難等対象区域」外)に所在する事業所において販売を行う物品又は提供するサービス等に関して当該事業所において減収が生じた方</p> <p>②福島県(「避難等対象区域」外)に所在する事業所においてサービス等を提供する事業者さまであって、具体的なサービスの実施を依頼した事業者が来訪を拒否したことによって損害を被られた方</p> <p>③海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供するサービス等に関し、日本に所在する事業所において発生した被害(外国船舶が日本の港湾への寄港又は福島県沖の航行を拒否したことによって、日本の事業者さまに生じたものを含みます)のうち、「本件事故」の前にすでに契約がなされていた場合であって、平成23年5月末までに解約が行われたこと(寄港又は航行が拒否されたことを含みます)により減収等が生じた方</p>	<p>風評被害による減収分(逸失利益)＋追加的費用</p> <p>○風評被害による減収分(逸失利益)</p> <p>1)販売を行う物品又は提供するサービス等に関して風評被害が生じた場合 ・逸失利益＝基準となる売上高×貢献利益率×(売上減少率－「本件事故」以外の要因による売上減少率)</p> <p>※1 対象となる事業所分をお支払い</p> <p>※2 貢献利益とは、売上高から売上に応じて変動する費用(材料費、直接労務費など)を控除して計算される利益 貢献利益率＝(粗利＋売上原価中の固定費－経費中の変動費)／売上高</p> <p>※3 売上減少率＝(基準となる売上高－対象期間の売上高)／基準となる売上高</p> <p>※4 「本件事故」以外の要因による売上減少率は、阪神淡路大震災において福島県と同程度の影響を受けたと想定される地域の震災後のサービス消費の減少率を統計的に分析した結果等をもとに、合理的な水準(平成23年3月から8月については3%)で設定しています</p> <p>○追加的費用</p> <p>・実費をお支払い 放射線検査費用、事業に支障が生じたために負担した費用等</p> <p>○風評被害に伴う減収分(逸失利益)</p> <p>2)サービス等を提供する事業者から来訪を拒否されたことにより損害が発生した場合 ・逸失利益＝売上高の減少額－費用の減少額－(違約金等の受取額－違約金等の支払額)</p> <p>○追加的費用</p> <p>・実費をお支払い 放射線検査費用等</p>	<p>(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票</p> <p>(2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書</p> <p>(3)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書</p> <p>(4)実費を証する書類 領収書</p> <p style="text-align: right;">等</p>

損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
輸出に係る風評被害	<input type="checkbox"/> 以下の要件のいずれかに該当する法人・個人事業主さま ①日本からの輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について「本件事故」以降に輸出先国の要求(輸出先国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含みます)によって検査費用の負担を余儀なくされた方 ②「本件事故」を要因とした輸入規制により生じた各種証明書発行費用等の追加的費用の負担を余儀なくされた方 ③日本からの輸出品について、「本件事故」以降に輸出先国の輸入拒否(輸出先国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含みます)がされた時点において、すでに当該輸出先国向けに輸出されており、当該輸入拒否によって現実に廃棄・転売を余儀なくされたため生じた減収による被害あるいは追加的費用の負担を余儀なくされた方 ④日本からの輸出品について、「本件事故」以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点においては輸出されていないが、すでに当該輸出先国向けに生産・製造されたものにかかる、当該輸入拒否によって現実に廃棄・転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたために生じた減収による被害あるいは追加的費用の負担を余儀なくされた方	輸出品にかかる減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○輸出品にかかる減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 予定売上高 - 転売価格等(廃棄の場合は0として計算) - 費用の減少額 ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用(輸出先国または当該国の取引先からの要求に応じ実施した放射線検査費用)等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書 (3)実費を証する書類 領収書 (4)輸入拒否等があったことを証する書類 輸入拒否に係るプレスリリース 等
いわゆる間接被害について			
営業損害	<input type="checkbox"/> 「本件事故」と相当因果関係を有する間接被害を被られた法人・個人事業主さま ※1 間接被害とは、「本件事故」により第一次被害が生じたことにより、第一次被害者と一定の経済的関係にあり、当該経済的関係(取引等)に代替性がない第三者に生じた被害をいいます ※2 第一次被害とは、「本件事故」に伴い原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第3ないし第7に記載された避難指示、出荷制限指示、風評被害などにより賠償の対象となる損害をいひ、第一次被害を受けられた方を第一次被害者といひます	間接被害による減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○間接被害による減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 売上減少額 - 費用減少額 ※ ご請求額は、損害の実態等に即してご算定いただきます ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書 (3)第一次被害者との関係を証する書類 契約書 (4)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (5)実費を証する書類 領収書 等
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 間接被害を被られた事業者さまの被用者の方で、間接被害により当該事業者さまの経営状態が悪化したため就労不能等となった方	※ 原則として上記対象事業者さまに対する営業損害としてお支払いさせていただきます ただし、被用者の方からご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書 (2)従前の収入金額を証する資料 給与明細 等
放射線被曝による損害について			
放射線被曝による損害	<input type="checkbox"/> 中間指針で示された対象者の方のうち、「本件事故」にかかる放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡した方	※ ご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	
その他			
地方公共団体等の財産的損害等		→「避難等対象区域」の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないことから、「本件事故」の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。	

【参考1】避難指示等に関する営業損害の算定例(休業の場合)

- 粗利益に休業期間中の費用発生の有無に応じて勘案します。

【賠償額(逸失利益)の算定方法】

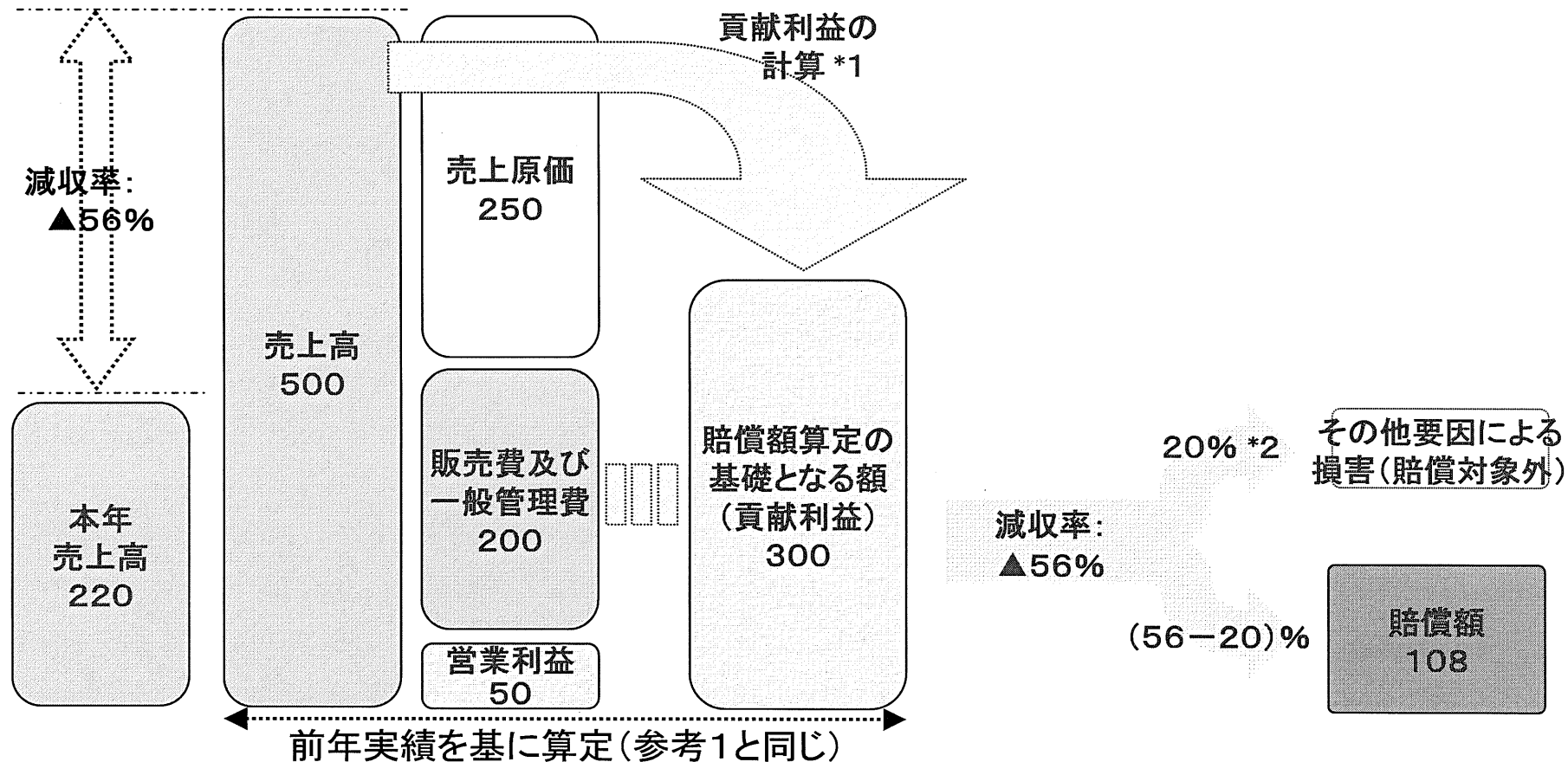


*1:賠償額(逸失利益)の算定にあたっては、人件費等(人件費及び地代家賃)を一旦控除しますが、休業期間中もお支払いされている場合は実際の支払額を賠償させていただきます

【参考2】風評被害に関わる営業損害の算定例（観光業の場合）

- 休業の場合と同様、貢献利益を賠償額算定の基礎とさせていただきます。*1
- 貢献利益の減少額のうち本件事故に起因する部分を賠償させていただきます。

【賠償額（逸失利益）の算定方法】



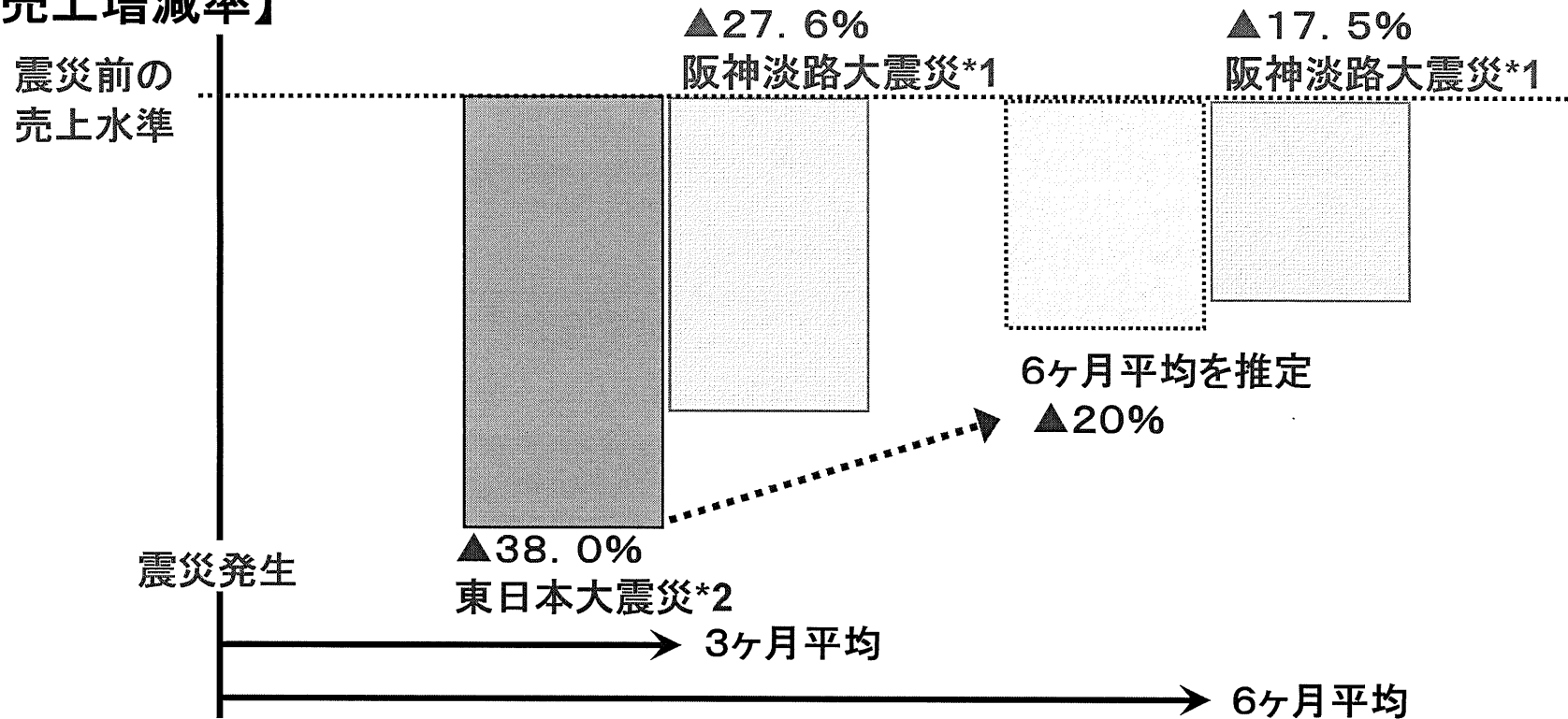
*1: 貢献利益は個別に計算いただきますが、中小企業の方々は、業種別の平均利益率（宿泊業の場合:60%）を用いて計算することも可能です。

*2:「本件事故」以外の要因による売上減少率として、20%を設定しています。

○原子力事故以外の影響について

- 原子力以外の要因による減収率は、阪神淡路・東日本大震災のデータから、はじめの6ヶ月について20%とさせていただきます。

【売上増減率】



*1: 阪神淡路大震災発生後3ヶ月、明石・姫路地区の影響平均。(社)日本旅行業協会「神戸/明石・姫路地区大手旅行4社取扱額の推移」(『旅行業から見た阪神大震災』, 1998, 巻末資料)より。神戸地区は建物の倒壊が多く除外、大阪は観光データなし。月次データのある明石・姫路地区では震災後6ヶ月の影響が△17.5%であり、時間の経過とともに地震の影響が逡減。東日本大震災においても同様の傾向が推定される。

*2: 東日本大震災発生後、ホテル・旅館における 過去年との売上高増減率。関東・東北(4県外)3~5月平均 原子力損害賠償紛争審査会専門委員調査報告書(平成23年7月)1004~1006頁*より集計。 *9月26日 参照先ページ訂正